

平成27年度 第3回亀城公園歴史的建造物等整備検討委員会 議事録

- 日 時 平成28年3月24日(木) 午後2時00分～3時30分
- 場 所 市民ボランティア活動センター(市民交流センター1階)
- 出席者 麓 和善、高瀬要一、山田 孝、大瀧浩嗣、太田宗一郎、杉浦世志朗、
(委員) 清水幸夫、三ツ松悟、石田泰正、近藤尚登、飯沼政彦、武藤幹二、
(オブザーバー) 小川芳範、川口副市長
- 事務局 都市整備部公園緑地課、生涯学習部文化振興課、建設部建築課
協力：株式会社文化財保存計画協会

1 議題等

- (1) 第2回委員会における意見に対する考え方について
- (2) 歴史的建造物等全体整備計画について
- (3) 刈谷城本丸跡全体整備計画について

その他 史跡指定について

2 会議資料

資料1：第2回委員会における意見に対する考え方

資料2：歴史的建造物等全体整備計画

資料3：刈谷城本丸跡全体整備計画

資料4：刈谷城イメージパース

参考資料：城郭に関する用語集

3 議事

○本委員会の運営及び本日の進行についての説明

事務局 それでは、定刻となりましたので、平成27年度第3回『亀城公園歴史的建造物等整備検討委員会』を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、傍聴にお越しの皆様におかれましても、寒い中お越しいただき、誠にありがとうございます。

本日、司会を勤めさせていただきます、公園緑地課長の清水でござ

います。よろしくお願いいたします。

本日の委員会も、昨年10月に行いました第1回、1月に行いました第2回と同様に一般公開にて開催し、市民の皆さんに刈谷城の復元に対する、ご理解を深めていただくとともに、透明性の高い検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席ですが、委員12名の皆様には全員ご出席いただいております。また愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室よりオブザーバーとして小川様にもご出席いただいております。また、鈴木副市長につきましては、欠席となっております。よろしくお願いいたします。

○情報公開及び傍聴に関する確認

事務局 議題に入ります前に、本委員会の運営及び本日の進行について、ご説明いたします。

本委員会は「亀城公園歴史的建造物等整備検討委員会設置要領」に基づいて、市が実施している刈谷城の整備内容について、ご意見をいただくものとなっております。今年度につきましては、基本設計の内容を中心に、ご意見等を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。委員会につきましては、本年度3回の開催を予定しており、今回が3回目となります。

本委員会ではありますが、先ほど申しましたように、一般公開にて実施してまいります。また、委員会の内容につきましては、市ホームページ、市民だよりなどにて公開していく予定でありますので、ご臨席の皆様につきましては、ご了承いただきますようお願い申し上げます。現在、第2回委員会の内容までを市ホームページで公開しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日傍聴にお越しいただきました皆様にご案内申し上げます。本委員会につきましては、配布資料にもございます傍聴に関する注意事項をお守りいただきますようお願い申し上げます。お守りいただけない場合は、ご退場いただく場合もございますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

本日お渡ししている資料につきましては、個人所有の貴重な絵図等も記載しており、所有権等の理由からお持ち帰りいただけませんので、

お帰りの際に受付にてお返しいただきますようお願いいたします。またアンケート用紙もお配りいたしておりますので、お帰りの際にご協力をお願いいたします。

○配布資料の確認

事務局 それでは、本日の配布資料について、確認をさせていただきます。

委員の皆様には、会議の次第・委員会スケジュール、資料1「第2回委員会における意見に対する考え方」、資料2「歴史的建造物等全体整備計画」、資料3「刈谷城本丸跡全体整備計画」、資料4「刈谷城イメージパース」、参考資料「城郭に関する用語集」となります。不足している資料がございましたら、お知らせください。

会の進行は主にお手元の資料にて行いますが、プロジェクターによる表示も行いますので、質疑の際にご活用いただければ幸いです。

また、傍聴の皆様には、本日の資料として、資料1から資料4、参考資料として第2回までの資料もあわせてお渡しさせていただいておりますので、ご確認下さい。

それでは、これより会の進行を委員長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(1) 第2回委員会における意見に対する考え方について

麓委員長 それでは議事に従って、進めていきたいと思っております。まず議題1「第2回委員会における意見に対する考え方について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 お手元の資料1をご覧いただきたいと思っております。前回の委員会の中で、ご意見を頂いた案件が4件あり、それを整理したものになります。

1点目から説明させていただきます。表門、裏門の礎石跡の考え方についてです。まず、図1と図2をご覧ください。現時点の発掘調査結果の遺構としまして、表門、裏門それぞれに2列の礎石跡が残っているものと考えております。前回も、2列の礎石跡というものが全国的にも非常に珍しいということで、本当にこれが礎石の跡なのかというお話がございました。改めて、事務局のほうで再度発掘調査の時の写真等を確認しましたので、説明させていただきます。

図5をご覧ください。表門跡の発掘調査の状況を撮影したものになります。番号を図1、2と関連付けています。この⑤、⑥と表示があるところにつきましては、もともと表門の礎石跡と判断して、設計していますが、この柱が2列というのが分かってきた段階で、⑦の部分にも礎石跡らしい河原石よりも若干大きめな石が集まっているような場所がございまして、この3点が礎石の跡だったのではないかと考えております。次に図6をご覧ください。そもそも礎石の跡がある場所と無い場所というものを判断する中で、過去に公園として造成した時に、どのような造作をしているかということ調べてみました。図6の四角で囲っている数字が現況の高さになります。囲ってない赤い数字が、昭和10年頃の高さになります。この辺りですと、8.5とか、9という海拔の数字があり、簡単に言いますと昭和10年頃と現在では大きく造作されていると見受けられます。主な理由は、昭和12年に都市公園として開設しており、また、昭和40年代にも大きな造成を行っておりますので、それらの際の整備が主な原因と考えています。その上で、資料1の2ページをご覧くださいなのですが、もともとこの表門と裏門があった辺りにはスロープがございました。そのスロープに擦り付けるように法面も大きく削り取っているのではないかと考えています。そういった意味は、もう一度1ページにお戻り頂きまして、図3と図4をご覧くださいなのですが、四角で描いてある部分が表門、裏門の柱位置として設計しているのですが、この図の下の方で、番号のない部分の礎石については、全て公園の造成の際に削り取られてしまったのだらうと考えております。ただ、表門の⑦というところが礎石跡と認定ができなくて、ここがなぜなくなったのかというのが非常に不明でございました。同じく裏門のほうにつきましても、①と④の横の礎石跡がないことから、何故なのかというのは、説明が難しいと考えております。今後の方向性として、現時点では、この発掘調査の結果を正といたしまして、表門、裏門については2列の柱として設計を行います。しかし、先程申し上げましたとおり、その礎石が何故なくなったのかという部分においては、疑義が残りますので、図5の写真の部分、表門のほうで礎石跡と考えているところですが、ここを再度発掘調査を行いまして、本当にこれが礎石の跡なのか、礎石の跡ではなく地固め遺構であったのか、そういった

ことを改めて実施設計に合わせて確認した後に、設計を進めていきたいと考えております。1点目の表門、裏門の礎石跡の考え方については以上でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。裏門付近の多門櫓と土塁の取付案と絵図の整合ということで、裏門の、もう少し北のほうにいった部分の多門櫓が、第2回の資料では多門櫓が折れ曲がって、その先まで続いていました。これが主な城絵図と整合していないというご意見がございまして、改めて発掘調査結果と城絵図を事務局で調査をいたしました。図7が発掘調査結果なのですが、グレー色でハッチがかかっている部分が石垣の遺構になります。丸印がある部分ですが、石垣が折れ曲がっているような痕跡が見られないということで、石垣がここまでしかなかったのではないかと考えられます。基本的には、石垣の上に建造物がのるので、多門櫓は、ご意見をいただいたとおり折れ曲がらずに直線で終わっているのではないかと考えております。図8から図10は、1670年から1872年頃の城絵図なのですが、主な城絵図を見ても、多門櫓が折れていないことから、多門櫓は折らず、逆に土塀が多門櫓のほうに続いて折れ曲がっていく形状と判断して、設計を修正しました。

続いて、4ページをお願いいたします。建造物の名称についてです。表をご覧くださいますと、主だった城絵図では、表門、裏門以外の記載はございませんでした。そういったところから、現状では、一般的な表現である辰巳櫓、多門櫓という名称を継続していきたいと考えております。これにつきましては、実施設計もございまして、今後も継続して検討してまいります。

最後に、土塀の狭間の位置及び数についてです。これについても再度調査を行いました。写真にあります三河刈谷城図の中に文章が左側に抽出してありますが、黄色のハッチがある部分に、「表門の際より南の方角まで高さ7尺、長さ5間、裏門の際より南の方角まで高さ7尺、長さ16間、折廻し新規の塀を掛けたい」と書いてあります。合わせて21間の土塀を作りたいという文章になっております。もともとは、宝永地震で辰巳櫓や多門櫓は全て崩れ落ち、幕府に修復をお願いした文章と考えています。その21間の中に矢窓を40か所作りたいと書いてありますので、計算しますと、1間の中に約2か所の狭間があったと考えており

ます。5ページをご覧ください。これを、現在の設計図のほうに当てはめると、建物が白くなっている部分が壊れた部分と仮定し、オレンジ色の帯が絵図に記されている長さになります。仮に1間に2か所ずつ狭間を当てはめてみますと、43か所になります。3か所程度の誤差はありますが、概ね間違いないと考えております。

5ページ右下に、史料に基づいた推定塀立面図がありますが、図3にございます絵図の土塀も、丸い狭間と四角い狭間が交互にございますので、土塀を復元する際もこの図のとおり交互に復元したいと考えております。

前回の委員会でいただきましたご意見に関する考えにつきましては、以上になります。宜しくお願いします。

委員長 ありがとうございます。まず1については、礎石はなくて、礎石を据えるための地業と思われるものがあって、これまではそれで礎石位置を確認していた。ところが、その中で本来ここにもあったのではないかという指摘が前回あって、その部分を、もう一度、発掘時の写真を見直してみると、礎石を抜き取った跡とみてもいいのではないかというふうに見える写真が出てきた。それが資料1の図5の⑦と書いてあるところで、それまではなかったと判断していたところが、ここも礎石が据えられていたのではないかというふうに見えるようになった。ただ、本当にこれが礎石の抜き取った跡かどうかが、正確に確認したいので、もう一度この部分を発掘調査して、礎石を抜き取った跡かどうかということを確認するということでした。

2つ目は、3ページの資料で図8、図9を見ても、多門櫓が下から伸びて止まって、土塀がかぎ型に下に来て、右に折れ曲がっているように描かれていて、発掘調査の結果と合わしても、石垣の地業が確認できていないので、土塁を築いたうえに、土塀がまわっていたのではないか、そのように修正したのが図11の修正案ですね。

3つ目の名称については、記載が表門、裏門しか絵図等にもなかったということで、これまで使っていた用語を使いたいということでした。

4つ目が狭間の位置ですが、櫓もなくなって土塀だけになっていた時代の記述があって、全長とそこに設けられた矢窓と書かれていますが、その数があるので、5ページの復元平面図で、辰巳櫓と多門櫓がないも

のとして石垣の上に土塀を配置していたのが、このオレンジの帯状のところで、ほぼ40になるように狭間の数を当てはめると、ちょうど1間に2つずつくらいになって、ぴったり40か所ではないが、概ね史料に記載されたものと等しくなる。そのような内容の説明と思います。

これについてご質問・ご意見等ありましたらお伺いいたします。

委員 狭間についての質問ですが、狭間の長さを検証するためなのか、狭間の数を検証するためなのか、目的が分からないのですが、教えてください。

事務局 今回の復元の中では、この部分とこちらの部分に土塀を復元していきたいと考えております。その土塀の中にある狭間の形について検証が必要なため、行っております。

委員 分かりました。実際の多門櫓だとこんなに間隔が狭いってということはないと思うので、何のためにやったのかなと思って、疑問に感じたのですが、実際の多門櫓を作る時には、狭間はもう少し間隔が広いとか、別の見方をするのですね、多分。

事務局 前回の委員会でも説明させていただきましたが、多門櫓の部分については、狭間はないと考えております。

委員 わかりました。結構です。

委員長 他にはいかがでしょうか。

副委員長 資料1の1ページ目の図5の写真なのですが、根石が出ている写真を見ると周りに砂利が敷かれていますよね。この砂利というのは、当時の地表面に敷かれていた砂利という理解なのでしょうか。

事務局 もともと石垣の裏込め材がありまして、ここに転がっている河原石が、その石に非常に似ているものと考えており、石垣が払い下げされた際に、恐らく周りに散逸したものかなと考えております。ただ、これがひょっとしたら全体が地固め遺構かもしれないかなと考えられないこともないと思っています。そこで、ここに縦に筋を入れて、そこが地固め遺構かどうか調査をしていきたいと思っています。

副委員長 ぜひ、それは確認していただいたほうがいいと思います。復元案ができあがって、それが遺構と理解が合うのかというのを、最初の発掘の時の視点から進んでいると思うので、ぜひ確認していただきたいなと思います。それと、この砂利については、どうしてこだわるかといいますと、

これが当時、その門の周辺にしかれた砂利で、その当時の地表面を反映しているとする、根石の残っている面、この門は明治の初めまでであったのですかね。

事務局　そうです。

副委員長　明治の初めまでであったのですよね。取り除いている門の根石だとすると、当時の地表面がすごく平らに均されているというか、この上に礎石が載っていたのだったら、載っていた礎石だけをどこかへ持って行って転用するなら、もう少し根石の面が穴の状になっているのですが、これは、それをさらに平らに均した状態が出ているのではないかなという気がします。そうすると、明治の初めまでであった門ではなく、これはもっと古い時代にあった遺構であって、明治の時はひょっとしたら石垣の上にきちんと載っていた可能性もあるのではないかと、いうことを思いまして。石垣とこの根石が同時期のものなのか、それともその前後関係があるのかは、理解の上では、キーポイントになると思いますので、ぜひ、その辺を今度の発掘で確かめていただければなと思います。

事務局　分かりました。ありがとうございます。

委員長　他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議題2「歴史的建造物等全体整備計画について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局　それでは、お手元の資料2をご覧ください。歴史的建造物等全体整備計画としまして、3月議会で説明をさせていただいた内容になります。既にご存知の内容も含まれていますが、現在、市として考えている建造物等の内容について示したものになりますので、よろしく願いいたします。

1ページをお願いします。経緯でございますが、歴史的に貴重な財産を継承することにより、未来を担う子どもたちに刈谷市への愛着や誇りを育てていただくとともに、夢や魅力があふれる刈谷市の創造へと繋がるものとして、刈谷城の整備を進めております。今年度は、平成25年の3月に策定した「亀城公園歴史的建造物等基本計画」や平成21年から平成26年度に実施した発掘調査によって、その配置や構造などが明らかになってきたことから、現在、刈谷城に関する基本設計を行っております。

設計概要は刈谷城。主な内容は、辰巳櫓、多門櫓、表門、裏門、石垣、土塀の基本設計となっております。設計箇所は、城町1丁目の亀城公園内でございます。設計方針ですが、発掘調査結果や城絵図などの分析・検証をもとに、2ページの上段の記載にございますとおり、5つの方針で行っております。

1つ目としまして、復元根拠は、発掘調査、城絵図、文献、類例調査の優先順位で検討しております。

2つ目としまして、復元対象時期は、江戸初期とします。

3つ目としまして、工法や材料は、原則として、復元対象時期と同等のものとしています。しかしながら、現行法を遵守しての復元となるため、4つ目としまして、現代工法を用いる場合は、歴史的な風致景観と整合を持たせたものいたします。

5つ目としまして、遺構の保護・保存を最優先することとしております。

次に、亀城公園歴史的建造物等整備検討委員会についてですが、外部有識者を中心とした委員12名、オブザーバーの方から構成される本委員会を組織し、復元の検討を行っています。

3ページをお願いいたします。ここからは、石垣と建造物の復元概要について、それぞれ整理させていただいております。

初めに石垣の検討経過についてなんですが、発掘調査の結果や城絵図の検証とともに、類例として熊本城や福山城などの石垣を調査させていただきまして、辰巳櫓部分の石垣高さが約7.6mであることや、石垣の形状が熊本城に近いことが確認できるため、刈谷城の石垣形状は熊本城を参考に設計を行っております。

4ページをお願いいたします。石垣の検討結果としまして、今回の設計対象区域における復元する石垣の表面積は約1,700㎡であること、石垣の高さは、最も高いところで辰巳櫓付近の約7.6m、最も低いところで、裏門付近の本丸側約2.6mであることが確認できました。図6が、これらの検討結果を反映し、図化したものになります。

5ページをお願いいたします。上段の図7に、4ページ図6のA-A'断面を、下段の図8に復元する石垣のイメージパースを掲載しております。

6ページをお願いいたします。建造物の検討結果でございます。建造

物の復元根拠としまして、発掘調査や城絵図などで不明なものにつきましては、類例調査として水野家にゆかりのある福山城や類似性の高い建造物を参考に分析・検証を行っております。

辰巳櫓の復元概要につきましては、資料7ページでございます図10や図11の城絵図から外観2重櫓であることが分かりますが、その内部は、城絵図の一重屋根の軒の下に多門櫓の屋根の棟が取りつく高さに描かれていることや、同じく資料7ページでございます図12の享保17年、1732年になりますが、三浦家から幕府に提出された刈谷城の修復願いから、1707年の宝永地震で倒壊した辰巳櫓は3階建てであったことの記載が確認でき、2重3階櫓としました。一重の平面寸法は、石垣の配置より3間四方としております。

資料8ページをお願いいたします。検討結果としまして、図13に辰巳櫓の断面立面図を、図14に平面図を示しております。

資料9ページをお願いいたします。表門と裏門の復元概要でございます。発掘調査により、門中の礎石跡が検出され、表門、裏門ともに上部の櫓の一部を柱で支える形式であることが確認できました。これにつきましては、あくまで現段階での発掘調査の結果ということでお願いいたします。詳細な調査は、来年度以降、行なっていきたいと考えております。加えて、石垣の配置や類例建造物の構造を分析・検証して、石垣の規模や形状のほう決定しております。図15・16におきまして、番号がふってある部分が、検出した礎石跡になります。図17・18にあるそれぞれの門の柱の位置のうち、番号がふってある柱が礎石跡と同じ場所になるものと考えています。

10ページをお願いいたします。検討結果として表門と裏門それぞれの断面、立面図を示しております。

11ページをお願いいたします。多門櫓の復元概要でございます。規模につきましては、石垣の配置から決定しました。また、窓の意匠等の考え方は、城絵図や類例建造物を分析・検証したものとなっております。

12ページをお願いいたします。復元する建造物に記載のとおり名称をつけ、表2において、それぞれの寸法や面積を整理しております。

13ページをお願いいたします。図24に復元する建造物のイメージパースを示しております。これは、添付させていただきました資料4に

A3版で拡大したものがございますので、あわせてご覧いただきたいと思
います。

最後になりますが、14ページをお願いいたします。今後の予定につ
きまして、今回の検討の結果、平成22年3月の基金条例制定時より、
復元施設の規模が大きくなったこともあり、図25に記載のとおり、ま
ずは刈谷城復元の象徴的な建造物として辰巳櫓、多門櫓の一部、石垣の
復元に整備内容を変更し、平成32年度の完了を目指し、整備を行なっ
ていく予定としております。また、残りの多門櫓や表門、裏門、土塀に
つきましては、社会情勢や機運の高まりに応じて段階的に整備を進める
ものとしします。平成32年度までの事業費につきましては、今後も引き
続き労務単価等の上昇が見込まれるうえ、社会経済情勢の予測について
も困難な状況であること、また、復元建造物等の詳細の仕様も決まっ
ていない状況での概算となりますが、現時点で約25億円から30億円と見
込んでおります。今回の基本設計の内容や概算事業費等につきましては、
先程の発掘調査の件もございますので、あくまで現時点のものでありま
して、今後、新たな事実が確認されることや詳細な仕様によっては、変
更することもございますのでご了承いただきたいと思います。

以上が議題2の説明となります。よろしく申し上げます。

委 員 長 これは議会に提出したデータですね。資料1のほうでは礎石が反映さ
れていますが、こちらでは礎石がないような書き方になっています。例
えば9ページの図17、図18というのは、まだ⑦番の礎石跡はない状
態のままですね。

事 務 局 はい。そうです。

委 員 長 という資料1と整合していないところはあるようですが、それは今後
確認していくということで。では、ご意見・ご質問等ありましたら願
いいたします。

委 員 大変初歩的な質問で申し訳ございませんが、6ページの辰巳櫓の外観
の呼び方ですが、2重3階櫓というふうに言われておりますが、いつも
論じてはいますけども、何重という呼び方と、何層という呼び方で、何
重というふうな呼び方にこれから統一されていくのか、その辺の根拠と
いうものが、もしもありましたら教えていただきたい。

事 務 局 重と層というのは、意味は同じですが、現在では重をよく用いていて

います。

委員 重を用いているというのが今の流れですか。何層というのは。
事務局 何層というのは間違いではないですけども、今は重のほうをよく使用
しています。

委員 ということは市民の皆様の説明するときも2層3階じゃなくて、2重
3階という形で紹介したほうがよろしいということによろしいでしょ
うか。

事務局 はい。

委員長 重と層は同じ意味で使うものですから、両方使っていてなかなか統一
することが難しいですけどね。確か私の記憶では、重要文化財の指定目
録というのがありまして、そこにでてくる建造物のお城が確か層ではな
くて、重を使っていたように思います。私もよく注意しないと層と重を
両方使ったりしますので、これからはこのこういう検討する資料では、
重を使うということであれば、例えば県の重要文化財の文化財目録等や
文化庁の文化財目録に従うのがいいような気がします。

委員 今年の6月11日に、刈谷城下町コースの案内として、ふるさとガイド
で史跡めぐりがあるのですけども、目玉が刈谷城の復元ということに
なりまして。そこで説明するのにやっぱり最初から2重なら2重、2層
なら2層という格好で説明していくのが1番良いと思いますので、その
点をはっきりさせていただくとありがたいなと思ってお話ししました。以
上です。

委員長 他にはないですか。ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。「(3) 刈谷城本丸跡全体整
備計画について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料3の刈谷城本丸全体整備計画についてご説明させてい
ただきます。これまで刈谷城につきまして石垣、それから建造物につ
きまして、様々なご意見を頂いてまいりましたが、石垣と建造物を復元す
る本丸全体をどのように整備をしていくのかということにつきまして、
資料3でまとめさせていただいております。

2ページをお願いいたします。本丸跡全体の整備方針につきまして、
4点挙げさせていただいております。まず、1点目として、遺構の保護・
保存を最優先するとともに、歴史や文化を学ぶ教育の場としての整備を

行います。

2点目として、刈谷城本丸郭が石垣と土塁で閉じられていた空間を感じられ、市民が親しむことのできる整備とするということでございます。

3点目として、利活用の観点から、施設などを入れる場合は、景観を阻害せず、誤解を生じさせない仕様デザインとするということでございます。

4点目として、復元及び本丸整備においては、維持・管理・防犯等に必要な施設・設備等を設けるということでございます。

2ページの右側が、全体整備のイメージ平面図でございます。

続きまして3ページをお願いします。遺構の保存と全体の整備レベルでございます。表門や裏門の整備工事を行いますが、礎石跡のようなものを復元する場合は、遺構面が整備工事によって削られることがないように留意する必要があります。通常、こういう場合は遺構面に保存盛土を行なって、遺構を保護した上で、復元建造物等の基礎工事を行うことが一般的であります。現状の地形や環境などを極力活かしながら保存盛土を行うということを基本とし、これを大々的に、例えば遺構保護するために1m近くも覆ってしまうというようなことになると、その工事も予算も、また環境面にもいろいろな影響が出てきますので、なるべく現状を活かしながら、そして遺構を保護しながら整備したいと考えております。それに伴い、基礎工事でどれくらいの保存盛土をすればいいのか考えていきますと、最低でも遺構レベルとなる礎石跡から大体65cmぐらい盛土等することが必要ではないかと検討しました。ですので、遺構面から最低65cm保護盛土を盛ると考えていくわけですが、ここで考えなくてはならないのが、残っている遺構面なのですが、これが当時のレベルで全部残っているということにはございませんので、場所によって非常に残っている部分もあれば、遺構状態が悪く、当時の遺構面レベルよりも、現況が大分削られてしまっているところもございます。例えば、石垣は江戸時代の生活面を基本としていて、そこで、門と石垣と全体の取り合いができています。ですので、遺構面から65cmとなりますと、全体的なところで齟齬ができてしまいますので、65cmを基本としますけれども、現況の遺構面からということではなく、推定できる江戸時代の地盤レベルというものを基準として、そこから大体65c

m保存盛土とれば遺構保存も確実に図れますので、江戸時代の推定できる生活面の地盤レベルを基準とし、そこから65cmをプラスした全体の整備レベルを検討いたしました。

その図が、次の4ページの全体レベルの図でございます。このレベルで、全体の整備方針も決めていきたいと思っております。ただ、この石垣に関しましては、石垣の下のところを、礎石と同じように盛土をして、復元していくと、石垣の場合は地業を非常に硬く深くしなくてはなりませんので、遺構を削ることになり、非常に難しいということで、現在の地固め遺構面を直接利用させていただくような形で復元することを考えております。ですので、盛土ではなく、根石に相当する第1石のところから65cmを調整するような形で考えております。それが3ページの右側の図になります。石垣に関しましては、このような考え方で65cm、門の遺構の復元のレベルと整合性をとって復元をする方針でございます。

5ページは参考として、遺構面と現況面と想定復元レベルの比較でございます。先程お話しました想定復元レベルが、青字で記されている高さでございます。この青字で記されている想定復元面というものをあくまでも参考、基準にしながら復元の検討レベルを決定いたしました。

続きまして6ページでございます。これは導入路および管理用道路の整備ということでございます。復元建造物等で歴史的な空間として整備していきますが、やはり現在の公園利用という面から、考慮しなければなりません。まず導入路でございますが、表門の復元に伴い、石垣や土塁の整備を行いますと既存の導入園路などを撤去する必要があります。ですので、別に導入空間が必要になってまいりますので、その導入路をどのようにして整備するのかというようなことでございます。まず、6ページの左側が、現在の導入部分の現況図です。そして、6ページの右側に整備イメージ図を描いております。現在、ここの現況の部分に道路がございまして、そこに歩道がありますが、その歩道を活かしながら整備するとスペースが狭くなってしまいますので、歩道を取りこんだ形で一体的な空間とすることで、導入空間としての広さを確保しながら整備するという事を考えています。そして、西側の駐車場辺りですが、こちらのほうは、土塁をある程度復元していくということを考えておりま

すが、その法尻が車道まで達してしまいますので、法尻を擁壁等で押さえて、外周道路の幅を確保し、現況の駐車場は撤去いたします。そして、復元の地盤レベルと現在の車道の間には段差が生じます。図では1.3mとありますが、やはり擁壁を設けて、転落防止の安全対策のために植栽帯ですとか柵などを設けるような計画になっております。

7ページは、その導入路の検討に際しての実際の検討図でございます。

8ページは管理用道路でございます。管理用道路は、石垣とか建造物の復元に伴いまして、作業進入路というのが野球場からの1方向しかなくなってしまう。表門周辺の整備及び裏門周辺の整備時には分断されてしまうため、本丸内に進入できる導線が必要となります。また、表門、裏門とも復元後には階段を上って本丸へ入るような構造となりますので、身障者対応のスロープですとか、整備後の本丸内の維持管理のための管理用車両とか、緊急用の車輛の導入路というようなことも必要ですので、この機能を果たすような管理用道路の設置ということで考えさせていただきました。

そして9ページの図をご覧いただきたいのですが、これは現況図です。ここでは十朋亭のところも、図面で見ますと左側のところに、土塁を切るような形で進入するような階段道がございます。ここの部分が、現在切れているような状態になっております。そして進入路をどこにするかというようなことを考える上では、現況の地形ですとか、遺構への負荷をなるべく少なくするということが第1の条件として考えております。それから、外周道路から進入しやすいということも考えてございます。それらを考えて、現在切られているこの部分を活かして、進入路とするようなことで計画しております。それが8ページの丸になっている部分でございます。幅員ですが、現状では管理用車両として軽トラックも公園内に進入しておりますが、必要最小限度として、救急車ですとか身体障害者の車輛が入場できることを条件として、国土交通省が定める道路構造令で、小型幅1.7mという基準になってはいますが、車道の軌道等を考慮して有効な幅員というものを3mとして計画しております。そして身障者対応が可能で、限られたスペース内で配置できる勾配であるということを前提に検討を行った結果、勾配は12%とするということで、計画しております。この勾配につきましては、11ペー

ジから13ページで、12%、10%、8%と検討を行った結果の検討図を参考として載せさせていただいております。10%や8%ですと、この図に示されているような様々な問題が出てくることが分かりましたので、12%ということで計画させて頂いております。

なお、この土塁を断っているところには、橋が架けられています。ここを導入路とする場合、この橋が架かっていますと通行上車の高さを確保できませんので、この橋は撤去することとしております。代わりに、十朋亭までの園路を、現在の階段からスロープに改めまして、導入路から入ってきて、スロープを通過して十朋亭のほうに入り、十朋亭から土塁上の園路を通過して、多門櫓に入っていけるような、バリアフリーの対応を図ることを検討しております。現在、その既存の断ち割り部というものは、擁壁を多分解体しなくてはならないと思うのですが、できればその時に発掘調査を行って、土塁の構築方法が分かるような遺構等が出土した場合は、新設の擁壁面にそういったものの剥ぎ取りですとかレプリカ等を展示して、お見せしたらどうかというようなことも検討しております。

続きまして14ページお願いいたします。石垣全体の仕様と石積みでございます。第1回の委員会で石積みの高さ、石垣の高さ、勾配についてはご報告させていただいておりますが、仕様と石積みのことにつきまして、ご報告させていただきます。

まず、仕様につきまして、石質でございますが、これは刈谷城本丸跡の石垣に使用されている石というのが、数個残存しております。それが、14ページ左側の図の上にある石でございます。これらの石は白系の花崗岩で幡豆石と呼ばれる石ではないかと考えられております。この石は、名古屋城の石垣の主要石材としても利用されております。これは名古屋城でも産地を調べておまして、蒲郡市や西尾市の三河湾ですとか、知多郡の南知多町の篠島というようなところで採掘されているものではないのかということでございます。刈谷城本丸跡の石垣復元に際しましては、当時と同じ石質の石材を使用するという原則として、この幡豆石の使用を第一に考えますが、石垣の復元に適した形状の石材が必要と量確保できるかどうかということが、現状では不明でありますので、これにつきましては、今後、産地の調査を行ったうえで最終的に決定した

いと考えております。裏込めの石材ですが、こちらは発掘調査で出土した石材はいずれも河原石の玉石であります。現在では入手が困難ですので、これにつきましては割栗石というものを使用する方針でございます。

そして石垣の石積みですが、類例調査のうち刈谷城と同じ石を使用しております名古屋城の石垣を、参考とさせていただくことにいたしました。名古屋城の石垣なのですけれども、その多くが後世に改修されておりました。当初のものというものが残っているところが非常に少ないのですが、加藤清正が構築しました天守台石垣の北東の隅角部の下部から中程くらいに築城当初の石垣が残されていることが知られてございます。当該部分の石垣というのがどのような石積みの概要は以下のとおりで、いわゆる築石部という石垣の面にあたる部分ですが、ここを打ち込み接ぎの手法を用いて構築されておりました。割石を用いていますが、石面調整の度合いはそう高くはございません。大きさはほぼ整っておりますが、形状は不揃いであり、石材と石材の間には間詰の石を詰めております。隅角部のちょうど角に当たる部分でございます。ここは石垣の場合ですと年代その他によって大分変わってきまして重要な部分でございますが、これにつきましては、左右に引きの長い石材を用いて長短の面を交互に組み合わせて、「算木積み」と呼ばれるような石組みであったということで、角石の形状は石尻がややすぼまり、未整形となっております。復元にあたりましてはこの石積みのこの積み方というものを参考にいたしますが、今後、実施に向けては、さらに検討を進めていきたいと考えてございます。

続きまして15ページでございます。こちらが土塁の整備方針でございます。刈谷城の土塁ですが、十朋亭と表門を結ぶ部分、つまり西側の土塁というのは、江戸時代の高さや形状というものを比較的残していると考えられます。ですが、十朋亭と裏門を結ぶ部分は、かなり多く削平されている箇所が多いと考えられます。本丸の石垣及び建造物の復元整備に伴っては、表門と裏門の取り付け部というものは、それぞれ復元レベルに合わせて整備を行って、その他の部分につきましては出来る限り、現状の天端高を活かして土塁上を周回路として利用できるようにすることを考えております。また土塁の法面ですとか、土塁前面の樹木という

ものはできる限り伐採し、土塁の形状が視認できるようにしまして、石垣と土塁で囲まれた本丸の空間的特徴を示せるようにするという事を考えてございます。15ページ右側の丸の部分土塁取り付け部として整備します。そして、その他の部分については出来る限り現状の高さをあまり変えずに整備します。ただし、法面の樹木は伐採して、土塁の形状が見えるようにするという事でございます。

図のA-A'、B-B'の土塁の復元断面を16ページに掲載しております。A部分はかなり削平されております。裏門側の取り付け部につきましてはかなり盛土をしなくてはならないのかなと考えています。以上です。

委員長 はい、いろいろな内容の説明がありました。まず、整備をするときに遺構を保護するということが最優先されなければならないということで、門のところは、その礎石を据える高さを、遺構の保護のための碎石や砂利、あるいはコンクリートを敷いたりして、650mm高さを上げる。そして石垣のところは、発掘調査ででてきた地固め遺構をそのまま利用して650mmの高さに相当する調整石を敷いて、そこから想定される石垣を積み上げていく。ですから、全体的に650mm高く整備されるという話でした。

次に土塁を整備しながら、表門へどのようにアプローチしていくかということに対して、現在の状態を変更しないといけない提案。また、十朋亭の近くでも管理用道路を取りつけるにあたり、検討した結果、12%ぐらいの勾配が妥当ではないかというような案が出てきました。

最後は、裏門の土塁と石垣との接するところをどうするかというような話が出てきました。

以上、説明された内容を理解するのが難しい部分がありましたけども、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員 遺構を保護するために65cm土で、盛土をするということですか。

事務局 はい。盛土もございますけれども、3ページの図にありますように、礎石の作業をするときに、その礎石の部分の地層も必要ですので、基礎となる碎石やコンクリートといったものを全て含めて65cmとなります。

委員 ないとは思いますが、何かのときにもう一回そこを掘って確認ができるということでしたら、遺構が絶対に壊れないというのが65cmとい

うふうに考えておられるわけですか。

事務局 はい。最低65cm必要と考えています。

委員 管理用道路の話が出ました。現在の階段の部分で土塁が切られていると思うのですが、現状よりどれくらい広がりますか。

事務局 現状が約1m50cmぐらいです。計画幅は3mとしています。

委員 倍ぐらいですか。

事務局 倍ぐらいです。

委員 当然、その土塁を壊すわけですね。

事務局 両サイドに土留めのコンクリートがされています。それを一度とって確認する形になります。その時に状態が良ければ、土塁の土層断面が確認できるかもしれないと思っています。

委員 そうなった時に剥ぎ取りをする。

事務局 剥ぎ取りをして、それを残しておきたいなと思っています。通路を広げたときのコンクリートホールに展示、あるいは十朋亭で展示をするなど後世に残したいと考えております。

委員 わかりました。もう1点ですね。管理用道路というのは、いつも開けっ放しで自由に出入りできるようになっているのですか。

事務局 管理運営に関しましては、まだ今後の検討事項です。

委員 表門、裏門も閉まっちゃうのか、自由に入れるようになるのか、ならないのかというようなことも、やがて問題になってくるかなという気がしますのでちょっとお聞きしました。以上です。

委員長 今の説明で、十朋亭の近くの管理用道路というのは土塁を破壊することになるのですか。

事務局 現在、1m50cm程度の有効スペースしかなく、コンクリート道路が実際あります。それを壊して広げるという考え方です。

委員長 いや、壊して広げるときに、そのコンクリートの壁を撤去するだけではなくて、例えば、コンクリートの裏側が旧土塁になっていても、3mの幅を確保するために、土塁を削り取ることになるのかということの確認ですが。

事務局 分からないです。まだ調査できていない箇所ですので。

委員長 いやいや、そうじゃなくて。それが明らかに壊れてれば、3m確保してもいいのですが、土塁が残っていれば、3m以下にするのかどうか。

分からないから3mにしますということではなく、その土塁を壊さない範囲内の道路の幅にするのか、それとも絶対3mを確保することなのか、どちらですか。

事務局 車幅として必要最低限の幅が1.7mですので、少なくとも1.8mさえ有効に取れば、車が通過出来ます。コンクリート構造体としての復元はU型断面で考えております。ですので、必要最低幅のコンクリート厚さであれば、維持が出来ます。背面度がぎりぎり1.7mで通れる構造体であれば壊さないでいけると考えています。ただ、現時点では発掘調査の結果により今後の検討事項とさせていただきたいです。

委員長 原則としては土塁を壊すというようなことはしないと考えていいですね。

事務局 はい。

副委員長 本丸の中ですが、資料4のパスや8ページの図を見ますと、すっきり何もない状態になっていますが、中にある記念碑とか、樹木とか結構あると思うのですが、そういうものは全部整理するという考え方でいいのでしょうか。

事務局 現在、本丸の中には松本奎堂の碑や平和の塔など、大きな石のものがございまして。この資料の絵の中ではすっきりとした形にはなっているのですが、それぞれの石碑にはいろいろな方の思いがあると思っています。ですので、可能かどうかにつきましては現状でははっきり申し上げることはできませんが、必要に応じてそのような調整を図ってまいりたいなというふうに考えております。

副委員長 あと、本丸の中は本丸御殿があったのですかね、もともとは。

事務局 稲垣の時代、1670年代くらいだと思いますが、狩野文庫の城絵図には、文字の記載ですが、館とか、そのような記載がある絵図もあります。ただ、本当にあったかどうかまでの断定は、正直難しいかなと思っております。

副委員長 本丸の外周部は、きちんと復元的に整備されるというのは、すごくいいと思いますが、その本丸の内部空間が、本来どういう機能を果たしていたのかというのは、この整備案では、このような都市の広間という感じでは整備されると思うのですが、本来の本丸が持っていた空間性だとか、あるいはどういう建物があったのかということが、復元できないま

でも、調査はやったほうがいいのではないかなと思います。平面的に表示できれば、さらに望ましいですが、そうじゃない場合でも、本丸というのがどういう使われ方をしていたのかということ、来訪者に伝えたほうがですね。ぜひ、その辺の調査を計画していただければと思います。

委員 関連してですが、資料4の図を見まして、本丸の当時の形は、十朋亭のところに北西隅櫓があって、そこから土塁の上は塀で囲まれていたと。その塀には狭間が全部ついてた。それらが刈谷城の外から見た城郭、外観だと判断してよろしいでしょうか。

事務局 はい。この十朋亭から裏門のほうに向かった土塁の天端部分、表門のほうに向かっても同様ですが、そちらには土塀が城絵図のほうにも記載されておりますので、あったというふうに認識しております。

委員 この全部ぐると土塀で囲まれておったというふうに。

事務局 はい、そういうことです。

委員 この絵の石垣が描かれている部分に石垣があって、それ以外は土塁で塀であったと。そういうふうに解釈してよろしいですか。

事務局 はい。

委員 ありがとうございます。

委員 資料2の14ページ、今後の予定ですが、当初は想定していた石垣の高さが4mで、面積が400㎡となっていてですね、平成32年度の完了には、高さが約2倍になるのですが、面積が1700㎡ということで、どうもよくわからないのですが、高さが2倍になって、どうして4倍の面積になるのかということ、それから、実施設計に入っていくと思うのですが、先程、本丸全体までご説明いただきましたが、建造物以外は基本的な考え方のみで、実施設計は、復元を目指している石垣と辰巳櫓と多門櫓だけのことなのか、実施設計の範囲を教えてください。3番目に要望として、現在の予定では、多門櫓が途中で切れているのですが、どう考えても、依佐美の鉄塔みたいな感じで、何かおかしい感じがします。伸ばすのであれば、裏門のところまでは伸ばしていただきたいという要望でございます。以上です。

事務局 只今の件につきまして、まず石垣の面積が飛躍的に増えたということですが、以前は、現状の高低差、城池の上の帯郭と呼ばれている部分と

本丸の部分の高低差が大体4 mくらいあり、その高低差が石垣であったと考えていました。ただ、城絵図を検証し、発掘調査を行うことによって、表側だけの石垣ではなく、本丸側から大体3 mぐらいの石垣が反り立って、その上に多門櫓があって、こちらの帯郭のほうに伸びている、つまり当初4 mと考えていた石垣が、プラス3 mの7 m位の高さがございまして、この3 m分の石垣が本丸側にもあるということが判明してきました。その辺りの寸法が、今回の設計で計算をしたところ、1700 m²という結果になった次第です。あと、実施設計の範囲についてですが、先程の14ページの図26にございますとおり、まずは石垣と辰巳櫓、多門櫓の一部について、実施設計を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

委員 何故、切ったのでしょうか。

事務局 まずは辰巳櫓の整備を先行してやっていきたいと考えております。

委員 私からも質問させていただきたいのですが、基礎とか遺構の保存についてですね。基礎の部分にあたる遺構の保護や土塁の保護についてはお話が出ているのですが、多分、工事を進めていくと、上下水道の配管の導線をどうするかとか、どうしても掘削する必要が出てきたりするかと思しますので、予め計画の中に盛り込んでおいたほうが無難ではないかなと思います。

事務局 亀城公園につきましては、以前、基本設計を行っていますが、城郭の形が、その当時ははっきりしておりませんでした。今回、いろいろな経緯を踏まえた上で、石垣の位置や建造物等の規模に関しても分かってきましたので、それに合わせて公園計画の検討を進めていきたいと思えます。その中では、例えば防犯設備であったりとか、照明設備であったりとか、散水栓みたいなのが必要であれば、遺構の保存の考え方もございますので、今後検討してまいりたいと思えます。

委員 どうもありがとうございました。

委員 そうするとですね、資料2の図26の太線で囲ってあるところが、平成32年度完了を目指す内容というお話でしたけど、先ほどの十朋亭の横の導入部分はそれに入らない。

事務局 あくまで建造物の実施設計と考えておりますので、その周りの公園の整備は、主に外構と考え、別に考えております。

- 委員 当然やっていかざるを得ないということで。
- 事務局 そういう認識をしております。
- 委員 そうするとその概算事業費は。
- 事務局 建造物の部分とは別で必要になってくると考えております。
- 委員長 細かいことの確認なのですが、裏門のところで石垣がどこまであるか、土塁とどう繋がるかっていうようなことで、資料1の3ページ目の図11のように修正しましたが、同じページの図7でいうと、石垣の根固め地業というのは、ここまで伸びていて、こちらには確認できてないですね。でも今の石垣の整備の表をみると、石垣がこっちにこう折れ曲がって描かれている。それは、資料3の15ページで、緑が土塁だと思えますが、その中で石垣がこっちに折れ曲がって、そして16ページのA-A'断面の裏のところは石垣になっていますよね。この内容の辻褄が合っていない。
- 事務局 再度、見直しも含めて検討させてください。
- 委員 図26の完成を目指す部分が出ているわけですが、これを見ますと、表門も裏門も石垣だけで、とりあえず櫓だけというような格好になると思いますが、その後、表門と裏門はどういうような順序で作っていくのでしょうか。予定を教えてください。
- 事務局 まず、結論から言わせていただきますと、現時点では終期は未定でございます。ただし、こちらの文章にもありますとおり、社会情勢やその時の機運の高まりに応じて、段階的に整備を進めたいと思っています。ただし、これは本当に個人的な意見にはなりますが、やはり表門のほうから、復元を進めていくべきかと考えております。
- 委員 せっかくこの櫓を作ってますね、それに繋がる表門あるいは裏門がないと、中途半端な作りで終わってしまうのかなというふうに思います。これは全体でひとつになるというふうに私は考えておりますので、やはり、そこまで計画しておかないと、みんな中途半端なことで終わってしまうのではないかなと思いますので、全体計画を、もう少ししっかり作っていただきたいなと思います。
- 事務局 ありがとうございます。機運の高まりという書き方しております。今回、辰巳櫓や石垣の整備をやっていく中で、様々なイベントを行っていくかと思っています。そういった中でも、市民の方々の機運を高めてい

きたいなと思っておりますので、辰巳櫓完成までに皆様の声が大きくなれば、そのような形になっていくと思っておりますので、宜しくお願いします。

委員 そういった機運を高めていくっていう中ではですね、私も観光協会の代表で出させていただいており、機運を高めていただきたいということは十分分かりますので、今後いろいろなことをやらなくちゃいけないなと思っておりますが、建造物とはちょっと離れた話ですが、今、ちょうど桜まつりをやっています。愛知県のお花見10傑に、なんとか刈谷の亀城公園も入っています。そういった意味では、本当にこれができて、それから最後のイメージパースだけを見ると、桜がなくてちょっと残念だなと思いますが、整備も合わせて、今後、市民を盛り上げていくことも、観光協会として、やはりそれが使命なのかなと思っておりますので、ぜひ皆様と力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

事務局 亀城公園については、第一工区、第二工区という形で分けて整備しております。体育館の南側の子亀池の周辺、桜が一番多いところですが、こちらについては整備が概ね完了しておりますが、以前に比べると桜の勢いも良くなっています。古いものを植え替え、大きなものについては土壌改良で、主観ですが、桜の花の数が随分変わってきたと思っております。多分、桜まつりにお越しいただいているお客様が1番よく感じていただいているかなと思っておりますので、今後も期待というか、我々も楽しみにしたいなと思っております。ありがとうございます。

委員長 いろいろ意見が出てまいりましたが、他にもご意見ありましたら。

副委員長 今回は、本丸だけが議題に挙がっているわけですが、周辺を含めてどういう歴史的な空間にしていくのかというのを考えないといけないと思います。史跡の指定も考えておられるようですけども、どこまでの範囲を史跡に指定するのかというのも大きな問題だと思います。あと、公園として周りに都市公園が広がるわけですけども、公園としてのあり方と本丸が、バランスをとれたほうがいいと思います。周辺を含めて、どういう整備をしていくのかということが、今後の課題になると思いますので、ぜひそれを頭の中に入れておいていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。

委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、オブザーバーとして県からもお越しいただいております小川さん、何かご意見等ありましたらお願いします。

オブザーバー 失礼します。第2回目は失礼しまして申し訳ありませんでした。

いつも、麓先生や高瀬先生にご指導いただいている立場から、私が発言するのは本当に僭越ですが、いろいろな地方自治体の歴史文化を活かした取組みの会議に出させて頂くときにいつも感じるのですが、本丸跡の全体整備計画の中の建造物の復元計画だと位置づけられていると私は理解したいと思っているのですが、それで宜しいでしょうか。それで、お金の話は、これはこれ、それはそれという話だと思うのですが、どこからお金が出てこようとも、刈谷城の本丸跡をこういうふうに整備していくというひとつの方向性が定まっていると思いたいのですが、それは定まっていないのでしょうか。それが1つ目。それから、もう1つはですね、先程、実施設計がどこまでですかという話がありましたけれども、多門櫓が切れた状態であったりするという事は来場者の方の導線を当然考えて設計に入られるということは、変な出入り口ができるのかなとかですね、一期はここまでなので、二期以降のことを考えておくということも必要なのかなと。ここで切るということであれば、本当は実施設計全部やってもらいたいなと思いつつも、時代だとか社会の変化に応じて、その実施設計が理解されないというふうになってしまうといけないから、その先に繋がるような計画を残しておいていただきたいと思いました。平成32年という年に、私どももどうしてもトラウマになっていまして、この先どうなるか分からない時代がくるのではないかと、そういう人もいますので、32年というところが行政担当としては一つの目標になっていると思うのですが、この刈谷城跡は未来永劫も続いていく重要かつ大切な歴史遺産でありますので、それが活かせるようなですね、復元建造物を作っていただきたいなと聞かしていただいて思ったところです。失礼しました。

委員長 はい。もっともなご意見だとは思いますが。何か事務局のほうから、今のご指摘に対して、説明、補足の説明がありましたら。

事務局 ありがとうございます。復元建造物の全体像を掴むという意味で、今回の基本設計を行っております。その中で、この黒く囲われた部分を

まずは取り掛かりたいということで、お示しをさせていただいているわけなのですが、多門櫓の一部がプロジェクターのこちらの面に対して真ん中あたりで、ここまでというような切り方をしているのは、ちょうどこの裏側に本丸側に階段ができて、そこにこの多門櫓に入るための入り口ができる位置になりますので、この入り口を作るところまでを今回多門櫓の一部として整備をしていきたいということで、ここまでとさせていただきます。あくまでも、全体図を掴んだ上での一部実施設計というか、将来を見据えた上での実施設計をやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 途中で切れているのは、ここまでは入っていて、出入り口はそのまま本来のところから入ってくると。で、将来的に、もしこちらにあるいは表門にというときには、この多門櫓の壁は仮設的な壁でしょうから、それを取って表門、裏門に繋いでくという計画ですね。

事務局 はい、その通りでございます。

委員長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その他として「史跡指定について」事務局からお願いします。

事務局 最後になりますけど、市の史跡として指定について、お話をさせていただきます。

この話については、平成23年度、24年度に基本設計の前に基本計画を作っているのですが、その中でも市の史跡の指定についても検討を行なっていくと記載がございます。私共としましては、既にホームページ等でも公表させていただいておりますが、本丸跡の石垣の地固めや門の礎石跡等多くの遺構があることが分かってきています。刈谷城の復元・整備、土堀のお話もございましたが、こういった遺構の保存・保護を優先に、どういうふうを活用していこうかということ、今後、考えていきたいと思っております。当然、今まで検討してきた内容につきましても、言い過ぎかもしれませんが、国レベルの復元事業と同等のレベルのことをやっているのかなと思っております。その中で、刈谷市には他にも、いろいろな公園があって、洲原公園は自然、総合運動公園はスポーツとかいろいろございますが、亀城公園はやはり歴史文化しかないと思います。そういった中で、先程、高瀬先生からも、その周辺も含めた

刈谷市としての歴史のまちづくりをどうやって考えていくのかということも含めまして、この場所というのは、すごく大切な拠点になっていくのかなと考えています。今までは、文化財の価値というものをあまり深く考えずに整理してきたのかなと思っています。今後は、やはりこういった事業を立ち上げていく中で、できれば市の史跡としての指定を考えて、その保護の内容や活用の方法についても、今回の委員会の内容のように、深い議論ができた上で、最終的にこの本丸部分の整備ができればいいと思っています。例えば、その史跡の指定についても、どの区域を含めるとか、どのようなスケジュールで進めていくとか、そもそも可能なのか、市の文化財の担当や文化財保護審議会の方々のお考えがございまして、しっかりと調整して、指定されるものかなと思いますので、できればそのような方向で進めていきたいと考えております。また皆様にも、ご理解のほうお願いいたします。以上でございます。

委員 事務局から話がありました史跡指定ですけれども、文化財保護審議会としては、平成27年11月12日の第3回の文化財保護審議会から、刈谷城址の史跡指定に向けての検討を始めるということを話し合って決定いたしました。高瀬先生がおっしゃられるような二の丸、三の丸まで含めてというとてもすごく広い範囲で、様々な建物も現況いっぱい建っているということで、とりあえず、この亀城公園歴史的建造物等整備検討委員会で検討された整備される部分と、2つの池を含めた部分をまず検討していこうということで、今、進めているところであります。4月からの文化観光課と公園緑地課との話し合いも進めていただけたらと思います。以上です。

委員長 これは、私も前々から考えていたところで、そしてこれまでも言ってきたと思うのですが、やはり、今、検討している内容というのが、十分に史跡としての保存・保護を考えた上で、復元しようというスタンスでやっておりますので、ぜひとも史跡にさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは議事次第に書かれている内容は終わりましたので、事務局にお返しいたします。

事務局 本日はどうもありがとうございました。今年度、今回を入れて3回の検討委員会を開催させていただきました。委員の皆様におかれましては、

大変お忙しい中、ご出席いただきまして、また多くの意見を賜わりまして誠にありがとうございました。また、傍聴にお越しいただいた皆様におかれましても、この事業に興味を持っていただき、会場にお越しいただきまして、大変感謝しております。ありがとうございました。

今回、このような形で公開にて、検討委員会を開催するにあたっては、当初、大変心配している部分もございましたが、皆様のご協力が無事に終わることができました。どのような資料をもとに、どのような検討を行ってきたか明らかにすることを、委員の皆様だけでなく、傍聴に来られた方々にも正確にお伝えすることができたのかなと考えております。率直にやってよかったなと考えております。来年度は、実施設計ということで、より詳細な検討をということになると思います。来年度もこういった形で、検討を進めていきたいと考えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以上